

とうおん^{あつた}温か生活応援商品券 取扱店舗募集要項

1 趣旨

東温市では、食料品価格等の物価高騰が市民生活に与える影響を緩和するため、市内の店舗で 사용할 ことができる「とうおん温か生活応援商品券(以下「商品券」という。)」を市民全員に発行することとしました。つきましては、商品券の取扱店舗として、本商品券事業にご協力いただける店舗を募集します。

2 商品券の概要

- (1) 商品券は、対象者 1 人当たり 3,000 円分(500 円券×6 枚綴り)です。
- (2) 対象者は、令和 6 年 2 月 15 日時点で東温市に住民登録のある市民全員です。
- (3) 商品券は、「ゆうパック」で 3 月中旬から 3 月末にかけて世帯主宛に世帯全員分をまとめて順次発送します。
- (4) 取扱店舗は、商品券を持参した消費者に対し、券面記載額に相当する物品(販売できない品目を除く)の販売若しくは貸借又は役務の提供を行います。
- (5) 商品券の使用期間は、令和 6 年 3 月 15 日(金)から令和 6 年 5 月 31 日(金)までです。
- (6) つり銭は出さないものとします。
- (7) 使用期間を経過した商品券は使用できません。
- (8) 商品券の使用対象にならないものは以下のとおりです。
 - ①不動産に関する支払及び金融商品
 - ②たばこ等、法律や条例により定価以外での販売が禁止されているもの
 - ③有価証券、金券、プリペイドカードその他換金性の高いもの
 - ④国税又は地方税等の公租公課及び国又は地方公共団体に対して支払う使用料等
 - ⑤公的医療保険、公的介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)
 - ⑥その他、市が商品券の使用対象として適当でないと認めたもの

3 応募資格・条件

- ①以下の要件をすべて満たし、市に登録された事業者を商品券の取扱事業者とし、登録は店舗ごとに行います。ただし、下記②に示す事業者は除きます。
 - ・市内に店舗を有し、特定取引※を行う法人又は個人事業主
 - ※商品券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の売買若しくは貸借又は役務の提供をいう。
 - ・東温市物価高騰対策生活応援商品券事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)及び本募集要項を遵守し、市に対して商品券の換金を申し出ることができる者
- ②次の要件に当てはまる事業者は対象外とします。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行う者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として実質的に経営に参与している者又はその他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

る者

- ・特定の宗教又は政治団体
- ・公序良俗に反する営業を行う者
- ・その他、市が不適當であると認める者

4 申込

取扱店舗への登録を希望される場合は、事前に市の認定を受ける必要があります。①又は②の方法により登録の申し込みを行ってください。同一の事業者で市内に複数店舗をお持ちの場合は、店舗ごとに申し込みの手続きを行ってください。

①市の電子申請システムから申し込み(Web 申込)

(市ホームページに掲載したリンク又はQRコードからアクセスできます。)

②登録申込書をとうおん温か生活応援商品券事務局(以下「事務局」という。)に提出(郵送・メール・FAXのいずれかの方法)

(登録申込書は市ホームページからダウンロードできます。)

5 登録

(1) 登録認定後、事務局から以下の「スターターキット」を送付します。

- ・「取扱店舗登録証(実施要綱様式第1号)」
- ・「換金請求書(実施要綱様式第2号)」
- ・「換金伝票(複写式)」
- ・「取扱店舗運営マニュアル」
- ・「商品券見本」、「取扱店舗ポスター」、「案内チラシ」
- ・取扱店舗であることを示すための「ステッカー」、「卓上三角POP」等

(2) 取扱店舗の「主な取扱業種」「店舗名」「所在地」「電話番号」は取扱店舗一覧に掲載し、チラシや市ホームページ上で公表します。

6 申込期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月20日(火)まで ※20日以降も随時受付

※令和6年2月20日(火)までに申し込みをいただいた分は、商品券発送時に同封する取扱店舗一覧に掲載します。

7 商品券の換金方法

換金請求受付期間：令和6年4月1日(月)から令和6年6月17日(月)まで

①換金請求書、②換金伝票、③使用済みの商品券を揃えて、事務局へ換金請求の手続きをしてください。

換金請求の手続きは、以下のとおり、期間中2週間に1回、計6回行うことができ、各請求締切日から30日以内に市から取扱店舗指定の口座に換金額を振り込みます。

令和6年4月1日、4月15日、4月30日、5月15日、5月31日、6月17日(最終)

※受付期間を過ぎると換金請求を行うことはできませんので、ご注意ください。

8 注意事項

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 店舗内の見やすい場所に、市が発行した取扱事業者を証する書類等を掲示すること。
- (2) 特定取引において商品券の受取を拒んではならないこと。
- (3) 特定取引に使用されていない商品券を換金し、又はその請求を行わないこと。
- (4) 商品券の使用を見込んだ値上げ等を行ってはならないこと。
- (5) 偽造等の疑いがある商品券の提示を受けた場合は、受取を拒否し、速やかに事務局に報告すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (7) 市及び事務局と適切な連携体制を構築すること。
- (8) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店舗の責務とすること。

9 事務局

- (1) 取扱店舗に関すること(募集・申込、換金請求等)

とうおん温か生活応援商品券事務局(えひめリビング新聞社内) ※東温市委託

住所：〒790-8583 松山市千舟町七丁目2番地8

電話：089-903-8858 9時～17時(土日祝休み)

FAX：089-932-7301

メールアドレス：toon@ehimeliving.co.jp

- (2) 東温市役所窓口

東温市総務部企画政策課企画政策係

住所：〒791-0292 東温市見奈良530番地1

電話：089-964-4473 8時30分～17時15分(土日祝休み)

FAX：089-964-1609